伊丹市告示第１６０号

# 指定地域密着型サービス事業の廃止について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので，同法第７８条の１１第２号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年１１月２日

伊丹市長　中　田　慎　也

１　地域密着型サービス事業者

| | |
|---|---|
| （１）事業者の名称 | 株式会社オフィスヒューマン |
| （２）事業所の名称 | デイサービスこもれび |
| （３）事業所の所在地 | 兵庫県伊丹市南野３丁目７－５－１０２ |
| （４）廃止年月日 | 令和８年１０月３１日 |
| （５）サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |